

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

附 属 資 料

政 策 局

目 次

ページ

1	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	4

1 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

住民基本台帳法施行条例<第1条関係>

改 正	現 行
<p>(区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第2条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による_____都道府県知事保存本人確認情報_____</p> <p>_____の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に_____送信する方法により行うものとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報等の知事の利用に係る事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の県の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)及び法第30条の44の6第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の_____知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に_____</p>	<p>(区域内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)</p> <p>第2条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)のうち法第7条第13号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)及び同条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード及び同号に規定する個人番号以外のものを送信する方法により行うものとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報__の知事の利用に係る事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第1項第2号_____に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事保存本人確認情報__を提供する知事以外の県の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項第2号_____に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の県の執行機関」という。)及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(知事以外の県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報__の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)_____の規定による都道府県知事保存本人確認情報_____のうち住民票コード以外のものの知事以外の県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コ</p>

改 正	現 行
<p>_____送信する方法により行うものとする。</p> <p>(提供及び利用の状況の公表)</p> <p>第6条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供及び利用の状況について、規則で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する審議会が法第30条の40第2項(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。)において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供及び利用に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>_____一ド以外のものを送信する方法により行うものとする。</p> <p>(提供及び利用の状況の公表)</p> <p>第6条 知事は、毎年度、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報_____の提供及び利用の状況について、規則で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項_____に規定する審議会が同条第2項_____の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。)において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、都道府県知事保存本人確認情報_____の提供及び利用に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

住民基本台帳法施行条例<第2条関係>

改 正	現 行
<p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する審議会が法第30条の40第2項(法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。)において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(審議会の組織及び運営)</p> <p>第7条 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する審議会が法第30条の40第2項(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により行う調査審議及び建議は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下この条において「情報公開・個人情報保護審議会」という。)において行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第88号）＜附則第2項関係＞

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）            附 則            1～3 （略）            （削除）              （削除）              （特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>第1条・第2条（略）            附 則            1～3 （略）            4 <u>当分の間、住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる執行機関（旧条例別表第1に掲げる執行機関に限る。）から法第30条の13第1項に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行条例第2条の規定の適用については、同条中「第7条第13号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）及び同条第8号の2」とあるのは「第7条第8号の2」と、「住民票コード及び同号」とあるのは「同号」とする。</u>            5 <u>当分の間、住民基本台帳法施行条例別表第3に掲げる執行機関（旧条例別表第3に掲げる執行機関に限る。）から法第30条の15第2項第2号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法施行条例第5条の規定の適用については、同条中「都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの」とあるのは、「都道府県知事保存本人確認情報」とする。</u>            （特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p><u>4・5</u> （略）</p>	<p><u>6・7</u> （略）</p>

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号） 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>NPO法人ぶかぶか</u>	<u>横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人木々の会</u>	<u>横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号第2大幸ビル301</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会</u>	<u>厚木市中町二丁目13番14号サンシャインビル604号</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原</u>	<u>伊勢原市石田670番地の7</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所</u>	<u>藤沢市鵜沼海岸七丁目20番21号</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人大和市サッカー協会</u>	<u>大和市西鶴間六丁目16番6号</u>	<u>平成31年1月1日から令和6年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人小田原なぎさ会</u>	<u>小田原市南鴨宮三丁目16番20号</u>	<u>平成31年4月1日から令和6年3月31日まで</u>
(略)			(略)		
<u>特定非営利活動法人プラス保育園</u>	<u>横浜市旭区中希望が丘107番地31</u>	(略)	<u>特定非営利活動法人プラス保育園</u>	<u>横浜市旭区中希望が丘102番地ジョイビル3階</u>	(略)
(略)			(略)		

改 正			現 行		
特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブ樹	横浜市磯子区 磯子台21番24 号	(略)	特定非営利活動 法人ワーカー ズ・コレクティ ブ樹	横浜市金沢区富 岡東一丁目10 番12号	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動 法人小田原なぎ さ会	小田原市南鴨 宮三丁目16番 20号	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人木々の会	横浜市旭区鶴 ヶ峰二丁目9 番9号第2大 幸ビル301	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		
NPO法人ぶか ぶか	横浜市緑区霧 が丘四丁目17 番3号	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人かながわ森 林インストラク ターの会	厚木市中町二 丁目13番14 号サンシャイ ンビル604号	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人大和市サッ カー協会	大和市西鶴間 六丁目16番6 号	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン・伊勢原	伊勢原市石田 670番地の7	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	(新規)		